

自由財産拡張制度の運用基準の適用例

この適用例は、破産者が以下の設例の各財産を有しており、そのすべてについて、破産者が自由財産拡張申立てを行っていることを前提とする。

1 設例 1

現金 30 万円，保険解約返戻金 20 万円，自動車 20 万円

(あてはめ)

すべて拡張相当(運用基準 1)。

2 設例 2

現金 30 万円，保険解約返戻金 50 万円

(あてはめ)

保険解約返戻金について、拡張を認めることが相当でない事情が存しないと認められるときは、拡張相当(運用基準 2)。

3 設例 3

現金 30 万円，保険解約返戻金 20 万円，株式 20 万円

(あてはめ)

保険解約返戻金は拡張相当(運用基準 1)。株式は、特段の事情がない限り拡張不相当(運用基準 3)。

4 設例 4

現金 50 万円，保険解約返戻金 20 万円，自動車 20 万円，退職金予定額の 8 分の 1 の額 20 万円

(あてはめ)

運用基準 1 によれば、すべて拡張相当と思われるが、自由財産の合計額が 110 万円で 99 万円を超えるため、すべてを拡張相当とすることはできない。破産者又は申立代理人と協議して、例えば、自動車を拡張の対象外とするなどの措置をとる(運用基準 4)。

なお、保険解約返戻金が 2 口(15 万円 1 口，5 万円 1 口)あるような場合は、1 口分(15 万円)だけ拡張の対象外とする方法もある(運用基準 4 の注 3)。

また、自動車のみ換価した上、得られた金銭から換価費用等を控除して、破産者の自由財産合計額が 99 万円に満つるまで返還するという措置も採り得る(運用基準 4 の注 4)。

5 設例 5

現金 40 万円，保険解約返戻金 20 万円，自動車 30 万円，退職金予定額の 8 分の 1 の額 20 万円

(あてはめ)

自動車について、拡張を認めることが相当でない事情があるときは、これは換価対象になるので(運用基準 2)、残った財産はすべて拡張相当(運用基準 1)。

これに対し、拡張を認めることが相当でない事情が存しないときは、運用基準 1 及び 2 に照らすと、すべて拡張相当のようにみえるが、その場合の合計額が 110 万円となり 99 万円を超えるので、設例 4 と同様の処理をすることとなる(運用基準 4)。